

一期一会訪問看護リハステーション島田 利用料金表（医療保険）

1. 訪問看護基本療養費

項目		週3日まで	週4日目以降 ※1
		1日につき	1日につき
基本療養費Ⅰ	保健師・助産師・看護師	5,550円	6,550円
	准看護師	5,050円	6,050円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	
	緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱に係る専門看護師の訪問 ※2	12,850円（月1回限度）	
基本療養費Ⅱ	同一建物で同一日に2人	保健師・助産師・看護師	6,550円
		准看護師	6,050円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円
基本療養費Ⅱ	同一建物で同一日に3人以上	保健師・助産師・看護師	3,280円
		准看護師	3,030円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780円
基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護 ※3	8,500円	

※1 厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方

※2 専門性の高い看護師が他の訪問看護ステーションの看護職員と共同して訪問した場合

※3 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

2. 訪問看護管理療養費

項目		月の初日	2日目以降（1日につき）
訪問看護管理療養費	保健師・助産師・看護師・准看護師等	7,440円	3,000円

3. 加算

24時間対応体制加算	24時間の電話対応・緊急対応等	月1回	6,400円
特別管理加算	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態等である方 ※4	月1回	5,000円
	上記以外 ※5		2,500円
訪問看護情報提供療養費1	※4、※5に該当する方、又は18歳未満の児童の情報を自治体、特定支援事業者、障害児相談支援事業者に提供した場合	月1回	1,500円
訪問看護情報提供療養費2	18歳未満の超重症児又は準超重症児、又は※4、※5に該当する18歳未満の児童の情報を提供先※6に提供した場合		
訪問看護情報提供療養費3	保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合		
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	1日2回 同一建物内 2人まで	4,500円
		1日3回以上 同一建物内 2人まで	8,000円
		1日2回 同一建物内 3人以上	4,000円
		1日3回以上 同一建物内 3人以上	7,200円

緊急訪問看護加算	医師の指示により緊急訪問を行った場合	1日につき	2,650円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方	週1回	5,200円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児 15歳未満の特別管理加算対象の方	週3回まで	
乳幼児加算	6歳未満	1日につき	1,500円
複数名訪問看護加算	看護職員が看護師等と同時に訪問した場合（同一建物内2人まで）	週1回	4,500円
	看護職員が看護師等と同時に訪問した場合（同一建物内3人以上）		4,000円
	看護職員が准看護師と同時に訪問した場合（同一建物内2人まで）		3,800円
	看護職員が准看護師と同時に訪問した場合（同一建物内3人以上）		3,400円
夜間・早朝、 深夜訪問看護加算	早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）	1日1回	2,100円
	深夜（22時～翌6時）		4,200円
退院時共同指導加算	入院・入所中に在宅療養指導を行った場合（厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回）	月1回	8,000円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）	適応時1回	2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合療養指導を行った場合	退院当日	6,000円
	15歳未満の超重症児又は準超重症児、特別管理加算の対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方で、退院日に長時間（90分超え）にわたる在宅での		8,400円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している保険医療機関等と文書等による情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合	月1回	3,000円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	急変時等に医師等と共同でカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合	月2回まで	2,000円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の行為を行う介護職員への支援を行った場合	月1回	2,500円
専門管理加算	緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱に係る専門看護師、又は特定行為研修を修了した看護師が計画的に管理を行った場合	月1回	2,500円
訪問看護ターミナル ケア療養費1	在宅で死亡した方又は特別養護老人ホーム等で死亡した方（看取り介護加算等を算定していない方）に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日を含む）以上ターミナルケアを行った場合	適応時1回	25,000円
訪問看護ターミナル ケア療養費2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回（退院当日を含む）以上ターミナルケアを行った場合		10,000円

- ※4 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師の指導管理を受けている状態にある方、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※5 経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸・自己導尿等、医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方
- ※6 保育所等、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特例支援学校、高等専門学校、専修学校

4. その他の利用料

衛生材料等必要な物品	実費	
死後の処置料	10,000円（税込み）	
交通費	事業所から5km以内	100円
	以後5km増すごとに	100円加算
休日訪問看護料（交通費含む）	土曜日・日曜日・祝日	3,000円
	年末年始（12/30～1/3）	5,000円